

資金名	貸付対象者《融資を受けられる方》 県内に本店（又は主たる事業所）がある中小企業者で以下の要件に該当する方	利率（固定金利） （雇用対策優遇時）	限度額 （運転資金の限度額）	期間（据置期間） 設：設備、運：運転	認定機関	備考 ◎ H22.4月～改正
地域活力強化資金	① 新分野進出を行う方 ② 「チャレンジ山形ファンド」の出資を受けた方、「経営革新」の承認、「新連携」の認定、「地域資源活用事業」の認定、「農商工等連携事業」の認定を受けて事業を行う方、「やまがた地域産業応援基金」又は「やまがた農商工連携ファンド」からの助成を受けて事業を行う方、「中心市街地活性化基本計画」又は「商店街活性化事業計画」に掲げる事業を行う方 ③ 試験研究や新商品の開発を行う方 ④ 事業の継続が困難な事業者から、事業用資産を取得し当該事業を承継しようとする方 ⑤ 【雇用対策】上記のいずれかに加えて、新たに2名以上の方を常用雇用する方	①～④ 1.5% ⑤ 1.3%	2億円 (8千万円)	設 15年(2年) 運 7年(2年)	県 (産業政策課)	◎「中心市街地活性化基本計画」又は「商店街活性化事業計画」に掲げる事業を行う方を対象に追加 ☆雇用対策は、従業員20名以下の企業については「1名以上」の方を常用雇用される方
産業活性化支援資金	① 新商品、新サービスを提供するための設備投資を行う方 技術力・生産性の向上を図る、集客力を高めるための設備投資を行う方 ③ 山形セレクションの生産・販売を行う方、有機EL製品の生産設備を導入する方、男女いきいき・子育て応援宣言企業の登録を受けた取組みを実施する方、加齢や障がいに伴う困難等を補うための設備を導入する方、福祉のまちづくり条例に定める整備基準を満たすように事業用建築物を改修する方、建築士の耐震診断を受けて耐震改修を行う方、やまがた子育て応援パスポート事業の協賛企業として登録を受けた取組みを実施する方 ④ 自動車部品又は航空機部品の生産設備を導入する方 ②⑤⑥ 【雇用対策】上記のいずれかに加えて、新たに2名以上の方を常用雇用する方	① 1.8% ② 1.6% ③ 1.6% ⑤ 1.4% ④ 1.5% ⑥ 1.3%	1億5千万円 (5千万円)	設 15年(2年) 運 7年(2年)	県 (産業政策課)	◎やまがた子育て応援パスポート事業の協賛企業として登録を受けた取組みを実施する方を対象に追加 上記☆に同じ
開業支援資金	① 県内で新たに中小企業者として開業する方 ② 廃業経験のある方で、廃業後5年以内に再起業に取り組む方	① 1.6% ② 2.1%	① 5千万円 ② 1千万円	① 設 15年(3年) ② 設 10年(3年) ①② 運 7年(2年)	開業先の商工会、 商工会議所	
観光振興資金	① 観光施設の整備を行う方 ② 旅館・ホテルの改修を行う方 ③ 【雇用対策】①又は②の要件に加えて、新たに2名以上の方を常用雇用する方	①② 1.6% ③ 1.4%	① 1億5千万円 (5千万円) ② 3億円(設備資金のみ) ③ ①又は②のいずれか	設 15年(2年) 運 7年(2年)	県 (産業政策課)	上記☆に同じ
産業立地促進資金 (県外企業・大企業でも利用可能)	本県産業の高度化に資することが期待できる方であって、以下のいずれかにあてはまる方 ① 県内の工業団地等に立地しようとする方 ② 県内に大規模な立地を行おうとする方、又は県外企業（製造業に限る）で県内に新たに立地しようとする方 ③ 県内工業団地等に立地している方若しくは大規模に立地した方であって増設・増築を行う方	0.9%	10億円	15年(3年)	県 (産業政策課) 立地予定の市町村	立地先市町村の認定も必要
環境保全促進資金	① 産業廃棄物処理施設を整備する方 ② 環境保全や省資源対策に取り組む方 ③ 【雇用対策】①又は②の要件に加えて、新たに2名以上の方を常用雇用する方	①② 1.8% ③ 1.6%	① 3億円(5千万円) ② 1億5千万円 (5千万円) ③ ①又は②のいずれか	設 15年(2年) 運 7年(2年)	県 (産業政策課)	上記☆に同じ
小規模企業資金	従業員20名以下（商業・サービス業は5名以下）の小規模企業者 ① 県特 … 原則として無担保 ② 特別小口 … 無担保・無保証人 ③ 小口零細 … 保証付き融資残高が1,250万円以下の方（原則として無担保）	① 2.1% ②③ 2.0%	① 2千万円、② 1,250万円 ③ 1,250万円※ ※既存の保証付融資残高を含む	7年(2年)	信用保証協会	
経営安定資金	① 最近3か月の売上高又は売上総利益が過去3年以内のいずれかの年の同期に比べ5%以上減少し、経営に支障をきたしている方 ② 取引先、他社の倒産等により、経営に支障をきたしている方 ③ 「指定業種」を営んでおり、最近3か月の売上高が前年同期に比べ減少し経営に支障をきたしている方 【緊急対策】（H23.3.31までの取扱予定） ⑤ (1)「指定業種」に該当し、市町村長から中小企業信用保険法第2条第4項第5号の認定を受けた方 (2)「指定業種」に該当しないが、中小企業信用保険法第2条第4項第5号に定める「取引の数量の減少等」※に該当する方 ⑥ 最近3か月の売上高等・売上総利益率・営業利益率のいずれかの平均が前年同期に比べ10%以上減少しており、経営に支障をきたしている方、最近3か月の売上高等の平均が2年前同期に比べ10%以上減少しており、経営に支障をきたしている方	1.8%	8千万円（運転資金のみ）	①～③⑤ 7年(2年) ⑥ 10年(2年)	商工会、 商工会議所	「指定業種」とは、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の規定に基づき経済産業大臣が指定した業種をいいます。 <例外業種を除き全業種（H22.2.15から）>
中小企業再生支援資金	① 中小企業再生支援協議会の支援を受けながら経営再建に取り組む方 ② 金融機関の支援を受けながら経営再建に取り組む方 ③ 法的整理申立から再生計画認可後3年を経過するまでの方であって、経営再建に取り組む方 ④ 私的整理手続き中であって、経営再建に取り組む方	2.3%	8千万円 (5千万円)	①② 設 15年(2年) 運 10年(2年) ③ 設 10年(2年)運 7年(2年) ④ 3年	県 (産業政策課)	①②の場合は事前に経営改善計画を策定している必要があります。

※ 中小企業信用保険法第2条第4項第5号における「取引の数量の減少等」とは（下記のいずれか一つに当てはまれば要件に該当します。）

(イ) 最近3か月間の平均売上高等が前年同期比3%以上減少している。
(ロ) 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない。
(ハ) 最近3か月間（算出困難な場合は直近決算期）の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比3%以上減少している。
(ニ) 新型コロナウイルスの影響により、最近1か月間の売上高等が前年同期比3%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比3%以上減少することが見込まれる。
(ホ) 最近3か月間の平均売上高等が2年前同期比3%以上減少している。

# 山形県商工業振興資金のご案内

## ● 商工業振興資金について

県内企業の経営の安定や競争力の強化に必要な資金を融資します。  
 本県商工業の振興と地域経済の活性化を目的としています。  
 県が金融機関に融資原資の一部を預託することにより、**低利融資**を実現しています。(注)

(注) 産業立地促進資金は市町村も預託を行います。

## ● 利用できる方

ご利用いただける方は、原則として、県内に本店(又は主たる事業所)がある中小企業者です。  
 [中小企業者とは]

業 種	資 本 金	従 業 員
製造業、建設業、運輸業、その他下記以外の業種	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下

※ 資本金又は従業員のうち、どちらか一方が適合すれば、該当します。  
 ※ 個人事業主も対象となります。

## ● 信用保証制度について

信用保証協会では、中小企業者が融資を受ける際に信用保証を行っております。  
 信用保証制度を利用するために必要となる連帯保証人の基準が改正され、平成18年4月から原則として、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要となりました。  
 商工業振興資金と一緒に利用する場合には、**県と市町村が、信用保証料を一部支援**します。

## ● 中小企業信用保険法第2条第4項第5号について

中小企業信用保険法第2条第4項第5号における「取引の数量の減少等」とは次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)のいずれかに該当する場合です。

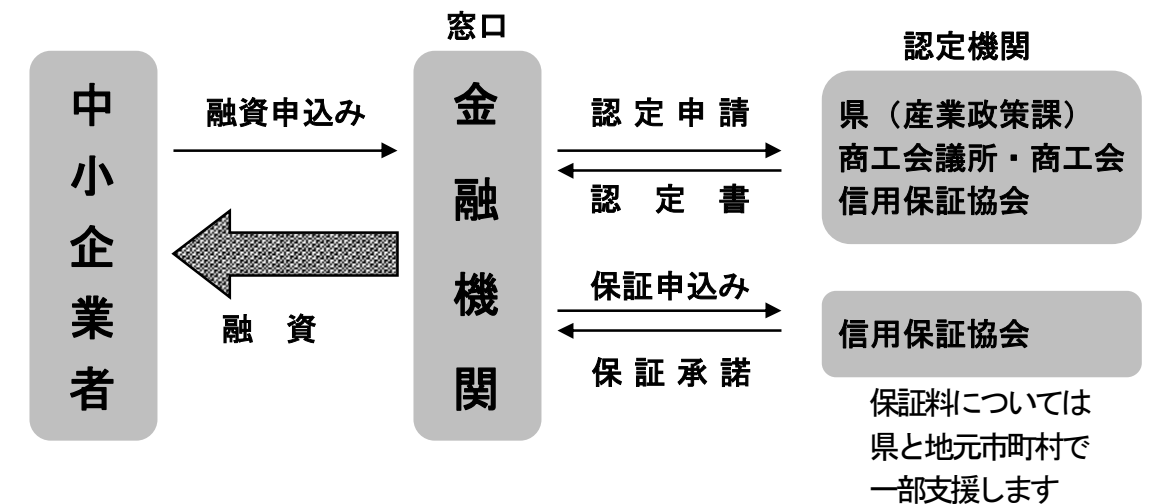
(イ) 最近3か月間の平均売上高等が前年同期比3%以上減少している。
(ロ) 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない。
(ハ) 最近3か月間(算出困難な場合は直近決算期)の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比3%以上減少している。
(ニ) 新型インフルエンザの影響により、最近1か月間の売上高等が前年同期比3%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比3%以上減少することが見込まれる。
(ホ) 最近3か月間の平均売上高等が2年前同期比3%以上減少している。

※ 中小企業信用保険法の認定は、本社(個人事業主の場合は主たる事業所)が所在する市町村で行っております。認定に関して弾力的な運用もありますので、地元市町村あてご確認ください。

## まずは金融機関にご相談ください

※融資に際しては金融機関の審査があります。ご希望どおりにならない場合もありますのでご了承ください。

まずは金融機関にご相談ください



取扱金融機関 山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行  
 山形信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、新庄信用金庫  
 山形中央信用組合、北郡信用組合、山形第一信用組合  
 商工中金 山形支店・酒田支店

## 経営安定資金の緊急対策(平成23年3月31日まで取扱期間を延長)

- 中小企業信用保険法第2条第4項第5号に定める「取引の数量の減少等」に該当する方を対象
- 借入期間が最長10年(経営安定資金6号の要件に該当する方)
- 既借入れの返済期間の延長(条件変更)への対応(要件有り、延長期間は最長3年間)

## 平成22年4月1日からの変更点

- 「中心市街地活性化基本計画」又は「商店街活性化事業計画」に掲げる事業を行う方を対象に追加
- やまがた子育て応援パスポート事業の協賛企業として登録を受けた取組みを実施する方を対象に追加

## 【作成・問合せ先】山形県商工観光部産業政策課

〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1 電話：023-630-2359(金融担当) FAX：023-630-2128

## 【その他問合せ先】山形県信用保証協会 電話：023-647-2240

・最寄りの商工会議所・商工会